

経済要録

国 内

◆主要先進 6 か国蔵相・中央銀行総裁の共同声明について

主要先進 6 か国(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、カナダ<G 7 のうちイタリアは欠席>)の大蔵大臣、および中央銀行総裁は、2月22日、パリにおいて会合し、骨子以下のような共同声明を採択した。

1. 世界経済の均衡のとれた成長促進と現在の不均衡是正のため、経済政策の協調努力を強める。このため、各國は以下のような事項に合意した。

(1) 日本は、内需拡大と対外黒字削減に寄与する財政金融政策を遂行する。今国会に提出中の税制改革は日本経済の活性化をさらに進めるものであり、87年度予算の早期成立に努力する。予算成立後は、経済情勢に応じて内需振興を図るための総合的な経済対策を準備する。日本銀行は、2月23日から公定歩合を0.5%引下げるなどを発表した。

(2) 米国は、財政赤字圧縮(対 G N P 比率、87年度3.9%→88年度2.3%)の観点から政策を遂行する。このため1988年度における政府支出の伸びは1%未満に抑制する。また競争力の改善、経済の柔軟性強化のための広範囲の政策を導入する。

(3) 西ドイツは、公共支出を削減し、税制改革により法・個人減税を遂行する。1988年実施が立法化されている減税の規模を拡大する。また、構造調整、イノベーション促進のための市場強化策を進める。

(4) 英国は、着実な経済成長のための条件を維持するとともに慎重な金融政策によりインフレ抑制を続ける。また、公共支出の削減、租税負担の削減等により生産性を強化する。

(5) フランスは、財政赤字の削減(対 G N P 比 1 % ポイント)とともに同規模の法・個人減税を実施するほか、民営化を遂行する。

(6) カナダは、財政赤字削減を進展させ、税制改革を提

案するほか、国内市場、貿易の自由化を遂行する。

2. ブラザ合意以来の大幅な為替レートの変化は、対外不均衡の縮小に今後一層寄与するであろう。また、本声明における政策コミットメントを前提とすれば、今や各國通貨は経済の基礎的諸条件に概ね合致した範囲内にあるものとなった。各通貨間における為替レートのこれ以上の大幅な変化は、各國の経済成長および調整を損なう恐れがある。このため、為替レートを当面の水準の周辺(around current levels)に安定させるよう、緊密に協力する。

3. 東京経済宣言において承認された多角的監視の取決めにおける経済指標の使用を一層改善していく。その一環として中期的経済目標および見通しについて定期的に吟味する。また現在の経済の動向と趨勢が、中期的目標および見通しと一貫したものであるかを、パフォーマンス指標を用いて定期的に検討し、是正措置の必要性を考慮する。

目標および見通しは、経済成長、インフレ、経常・貿易収支、財政収支、金融情勢、為替レートを主要項目として含む。

4. 発展途上国、とくに累積債務国の着実な成長と国際収支改善を支援する政策をとる責任がある。

5. NICs(新興工業国)は最近貿易黒字が累積している国もあり、これが持続不可能な世界的不均衡や保護主義圧力増大の重要な原因となってきた。NICs が、貿易障壁を減らし、自国通貨が経済の基礎的諸条件をより一層反映できるような政策をとることにより、開かれた世界貿易体制を守るためにより大きな責任を果たすことが重要である。

◆資金運用部資金法の一部改正について

「資金運用部資金法の一部を改正する法律」が3月2日公布、施行され、資金運用部(以下「運用部」と略称)預託金利の決定方法および運用部資金の運用対象が次のとおり変更された。

1. 運用部預託金利について

運用部預託金利は従来、資金運用部資金法第4条にお

運用部預託金利の変更内容^(注)

(単位・年%)

		簡保特会以外からの預託分			簡保特会預託分		
		新金利(A)	旧金利(B)	A-B	新金利(C)	旧金利(D)	C-D
約定分	期間 1か月～3か月	2.0	2.0	—	2.0	2.0	—
	“ 3か月～1年	3.5	3.5	—	3.5	3.5	—
	“ 1年～3年	4.5	4.5	—	5.1	5.95	0.85
	“ 3年～5年	5.0	5.0	—	5.1		0.85
	“ 5年～7年	5.15	5.5	0.35	5.15		0.8
	“ 7年以上 (含む特利)	5.2	6.05	0.85	5.2	6.05	0.85
期前払戻分	期間 1か月～3か月	1.5	1.5	—	1.5	1.5	—
	“ 3か月～1年	3.0	3.0	—	3.0	3.0	—
	“ 1年～3年	4.0	4.0	—	4.6	5.45	0.85
	“ 3年～5年	4.5	4.5	—	4.6		0.85
	“ 5年以上	4.65	5.0	0.35	4.65		0.8

(注) これに合わせて運用部の財投機関に対する貸付金利は3月7日以降、また同じく、簡保・郵便年金の貸付金利は3月17日以降、いずれも、6.05%から5.2%へ引下げ。

いて規定されていたが、今後は政令によって、①国債の金利、その他市場金利を考慮するとともに、②郵貯事業の健全な経営の確保、③厚生・国民年金事業の財政の安定、および④積立金その他の資金を運用部に預託するその他の事業等の健全な運営に配慮して定める扱いに変更する。また、こうした政令の制定または改正の立案を行う際には、資金運用審議会の意見聴取が義務付けられる。

なお、政府は、資金運用審議会での意見聴取を経て、3月7日、政令によって運用部預託金利を上表のとおり変更した。

2. 運用部資金の運用対象について

従来の国債、地方債、金融債、機関債、地方貸等に加えて、新たに外国債(ただし、①外国政府、②国際機関、③特別の法令によって設立された外国法人の発行債券に限定)を追加するとともに、その運用額を運用部資金総額の1/10以下とする旨を新たに規定する。

◆金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は3月2日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定め、市場金利連動型預金または市場金利連動型貯金にかかる金融機関の金利の最高限度の定めおよび勤労者財産形成年金貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の変更等についてⅠのとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をⅡのとおりとするこ

とを決定した。

I 金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定め、市場金利連動型預金または市場金利連動型貯金にかかる金融機関の金利の最高限度の定めおよび勤労者財産形成年金貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の変更等

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度を変更するとともに、預入金額が1億円以上の期間の定めがある預金の金利については、臨時金利調整法に基づく金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めの適用除外とすることとし、上記最高限度の定めを下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金(期間

3か月以上の定期預金、据置 貯金および定期積金をいう。)

当座預金 無利息

納税準備預金(納税貯蓄組合

預金を含む。) 年1.01%

その他の預金 年0.51%

ただし、預入金額が1億円以上の期間の定めがある預金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および

定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

(2) 実施日

イ、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度の変更

昭和62年3月16日

ただし、昭和62年3月15日までに受入れたものについては、当該期間満了までは、なお従前の例による。

ロ、預入金額が1億円以上の期間の定めがある預金の金利についての金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めの適用除外

昭和62年4月6日

ただし、昭和62年4月5日までに受入れたものについては、当該期間満了までは、なお従前の例による。

2. 勤労者財産形成年金貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同条第11項の規定により当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、前記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号。以下同じ。)第2項の規定にかわらず年3.64%(-1.12%)とする。

(2) 実施日

昭和62年3月16日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、昭和62年3月15日までに受入れたものについては、当該預金または貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

3. 金融機関が、前記1.(2)イ、の金利の最高限度の変更日以降大蔵大臣が別に定める日から1年を経過する日

の前日までの間に、福祉年金等の受給者から1人につき200万円の範囲内で受入れる期間1年の定期預金または定期貯金および上記受給者から1人につき掛金総額50万円の範囲内で受入れることを約する定期積金であって第1回目の掛金を上記期間中に受入れるものについては、その金利につき前記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定を適用しない。

4. 臨時金利調整法に基づく市場金利連動型預金または市場金利連動型貯金にかかる金融機関の金利の最高限度の定めを、下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 市場金利連動型預金または市場金利連動型貯金(預入期間が1か月以上2年以下で預入金額が2千万円以上である定期預金または定期貯金のうち、預入後1か月内に払戻しを行う場合は利息を付さないもの)にかかる利率の最高限度は、前記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

金融機関の発行する譲渡性預金の平均年利率(日本銀行が当該市場金利連動型預金または市場金利連動型貯金の預入される日の属する週の前の週に公表するものをいう。)から預入期間が1年以下のものにあっては0.75%、1年を超え2年以下のものにあっては0.5%を控除した率

(2) 実施日

昭和62年4月6日

ただし、昭和62年4月5日までに受入れた市場金利連動型預金または市場金利連動型貯金については、当該預金または貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

II 昭和62年3月16日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの	年1.76%以下
期間6か月のもの	<u>年2.64%以下(-0.37%)</u>
期間1年のもの	<u>年3.39%以下(-0.37%)</u>
期間2年のもの	<u>年3.64%以下(-0.37%)</u>

ただし、

イ、期間2年のものの1年

を経過した日に行われる 年2.64%以下(-0.37%)

中間利払の利率	
ロ、期限前払戻しの場合の預入期間中の利率	
(イ) 預入期間が6か月未満	当該払戻しが行われる日 の場合
	の普通預金の利率以下
(ロ) 預入期間が6か月以上	年2.26%以下
	1年未満の場合
(ハ) 預入期間が1年以上	1 年2.39%以下(-0.37%)
	年6か月未満の場合
(ニ) 預入期間が1年6か月	年3.14%以下(-0.37%)
	以上の場合
ハ、期限後利率	
(イ) 現払いの場合 (他預金 への振替を含む)	当該現払いが行われる日 の普通預金の利率以下
(ロ) 定期預金または据置貯 金に継続書替えの場合	継続預入後の定期預金ま たは据置貯金の当該継続 書替えが行われる日の利 率
据 置 貯 金	定期預金の利率に準ずる
定 期 積 金	年2.28%以下
ただし、期限前払戻しの場 合の預入期間中の利回り	当該払戻しが行われる日 の普通預金の利率以下
(2) 当 座 預 金	無 利 息
(3) 納税準備預金 (納税貯蓄 組合預金を含む)	年1.01%以下
ただし、納税目的以外の 事由により払出しのあっ た場合の、その払出しの 属する利息計算期間中の 利率	普通預金の利率以下
(4) その他の預金	
普通預金および普通貯金	年0.26%以下
通 知 預 金	年0.51%以下
ただし、据置期間中に払 戻しのあった場合の預入 期間中の利率	当該払戻しが行われる日 の普通預金の利率以下
別段預金およびその他の 雑預金	年0.26%以下

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるも

のについては、さしあたり上記1.の利率および利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとすることができます。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年2.26%以下、期間6か月以上のものについては年2.89%以下(-0.37%)とする。

4. 経過措置

定期預金および据置貯金のうち、昭和62年3月15日までに受け入れたものについては、上記1.、2.および3.にかかわらず、当該預金および貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

◆郵便貯金利率の変更について

政府は3月6日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、62年3月16日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は3月10日付で公布)。

郵便貯金利率

(単位・年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	据置き	1.68
積立郵便貯金		
1年	2.52	新設
2年	2.64	据置き
3年	2.76	新設
定額郵便貯金		
6か月以上1年未満	据置き	2.26
1年以上1年6か月未満	2.39	2.76
1年6か月以上2年未満	3.14	3.51
2年以上2年6か月未満	3.49	3.86
2年6か月以上3年未満	3.54	3.91
3年以上	3.64	4.01
定期郵便貯金		
6か月	2.64	3.01
1年	3.39	3.76
住宅積立郵便貯金		
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
3年	4.20	
4年	4.44	
5年	4.68	
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕		
3年	3.12	
4年	3.36	
5年	3.60	
進学積立郵便貯金		
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
2年以下	2.28	
2年1か月以上	2.52	
〔国民金融公庫等から貸付を受けなかった場合〕		
2年未満	2.52	
2年	2.64	
2年1か月以上	2.76	

◆長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債(10年)、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、3月債から実施した(長期国債<10年>は3月2日、政府保証債、公募地方債は3月9日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債 (10年)	表面利率(%)	5.0	5.0
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	5.075	5.151
政府保証債	表面利率(%)	5.1	5.2
	発行価格(円)	99.50	99.25
	応募者利回(%)	5.175	5.314
公募地方債	表面利率(%)	5.1	5.2
	発行価格(円)	99.50	99.25
	応募者利回(%)	5.175	5.314

◆事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し3月債から実施した(3月9日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	5.3	5.4
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	5.368	5.538

◆政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ、3月2日発行分から実施した(2月26日発表)。

政府短期証券割引歩合(60日もの)

(単位・年%)

		変更後	変更前
割引歩合	2.375	2.875	
応募者利回	2.384	2.888	

◆金融債の応募者利回り引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、3月債から実施した(2月27日発表)。

利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	4.6	4.9
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	4.600	4.900
3年もの	表面利率(%)	4.4	4.7
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	4.400	4.700

◆貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定

配当率の引下げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、3月6日以降募集分から実施した(2月26日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間 5年のもの		4.62	4.92

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、3月6日以降受託分から実施した(2月26日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間 5年以上のもの		4.48	4.78

◆長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、2月28日から実施した(2月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

		変更後	変更前
長期貸出最優遇金利		5.5	5.8

◆政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、3月7日から実施した。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行	5.5	6.2
中小企業金融公庫		
国民金融公庫		
環境衛生金融公庫		

◆住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、2月28日以降新規貸付分から実施した。

住宅ローン金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
固定金利型	6.66	7.02
変動金利型		6.4

◆短期貸出標準金利等の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出標準金利等を次のとおり引下げ、3月16日から実施した(3月2日発表)。

短期貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
信用度の特に高い手形の割引および貸付(標準金利)	3.375	3.75
その他の手形の割引ならびに貸付	5.125	5.5
当座貸越	6.125	6.5